

ピアノ調律について

2024年10月15日施行

- ・原則、ピアノの調律については財団指定の調律師に依頼していただきます。
- ・やむを得ず指定以外の調律師を入れられる場合は、指定調律師の承諾が必要になります。
その場合、使用後点検等で別途料金が発生する場合があります。
また、調律によりピアノに不具合が発生した場合は原状復帰をお願いいたします。
- ・調律ピッチは A=441 Hz 又は 442 Hz で行ってくださいますようお願いいたします。
ただし、演奏者の都合で上記以外の調律を行いたい場合は、利用時間内に A=442 Hz に戻すための調律をしていただきます。
- ・調律依頼後、キャンセルされる場合はキャンセル料が発生する場合があります。

料金

(消費税込み)

スタインウェイ フルコン D-274	23,000 円
ヤマハ フルコン CFIII-S	23,000 円
ヤマハ セミコン S6B	18,000 円
ヤマハ アップライト YU33、YM5	13,000 円
再調律	7,000 円
再調律+本番立会	9,000 円

指定調律師

小鍛冶 剣

梶山 典之

公益財団法人下関市文化振興財団

下関市生涯学習プラザ